

平成 27 年度

第 2 回

幕別町行政改革推進委員会議案

日 時 平成 27 年 12 月 21 日
午後 7 時

場 所 幕別町役場 5 階会議室

会 議 次 第

- 1 会長あいさつ
- 2 幕別町行政改革大綱（第4次）案」に係るパブリックコメント意見募集要領について
- 3 その他

幕別町行政改革推進委員会 委員名簿

会 長

木川 東洋治

委 員

(識見委員) 小笠 巖

小林 利勝

谷地田雅人

山内 信博

加藤 正則

瀬上 晃彦

吉川 直人

田巻 正俊

加藤 茂樹

林 郁男

(公募委員) 工藤喜代次

中島 純一

岡本 芳夫

原田 勲

幕別町行政改革大綱

(第 4 次)

(案)

平成 28 年 1 月
中川郡幕別町

目 次

| | |
|-------------------------------------------|----------|
| 第 1 章 第 4 次行政改革大綱策定の基本事項 | 1 |
| 1 行政改革大綱策定の背景と趣旨 | |
| 2 計画期間と行政改革大綱の位置付け | |
| 3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理 | |
| 第 2 章 行政改革への取り組み | 3 |
| 1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方 | |
| 2 行政改革推進事項 | |
| 第 3 章 行政改革推進計画 | 4 |
| 1 町民との協働に基づく行政経営の推進 | |
| 2 効率的で効果的な事務事業の推進 | |
| 3 迅速で機動性の高い行政組織の確立 | |
| 4 健全な財政運営の保持 | |

第1章 第4次行政改革大綱策定の基本事項

1 行政改革大綱策定の背景と趣旨

行政運営を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加えて、少子高齢化を背景とした行政課題は確実に増加している。

このような環境の中で、幕別町の行政改革は、昭和62年の「第1次行政改革大綱」を皮切りに、平成8年に「第2次行政改革大綱」を策定、平成18年2月に忠類村と合併した後に「第3次行政改革大綱」を策定し、さらには、平成23年に推進計画の見直しを行うなど、時代の潮流に合わせながら、効率的な行政運営と財政の健全化を推進してきた。

平成23年度に見直しを行った推進計画も5年間の実施期間を終えて、計画の進捗状況を的確に評価したうえで、引き続き質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、新たに「第4次行政改革大綱」を策定する。

2 行政改革大綱の計画期間と見直し

行政改革大綱は平成28年度から平成37年度までの10か年、推進計画は平成28年度から平成32年度までの5か年とするが、平成32年度に行政改革大綱を含めた見直しを行う。

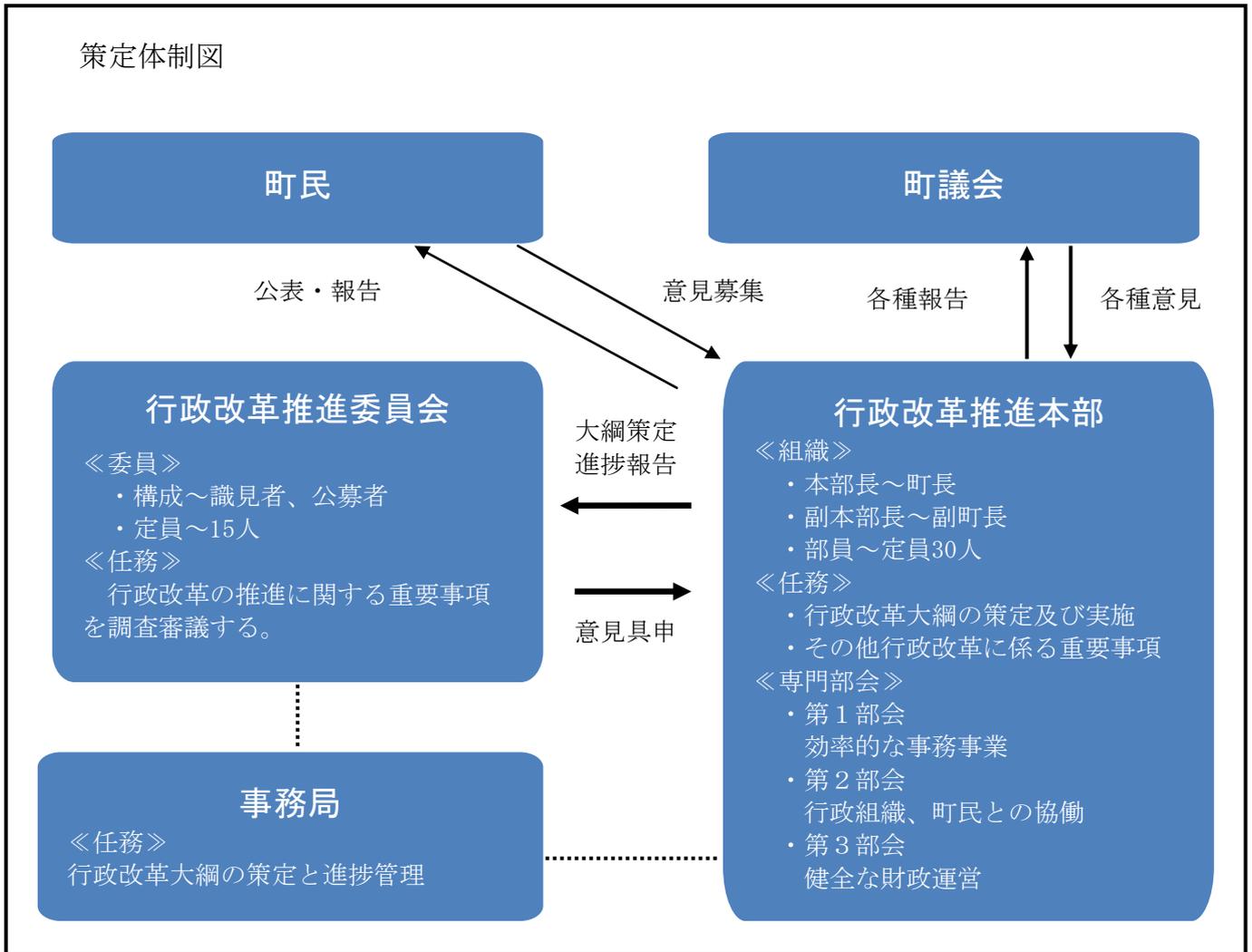
また、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、この大綱に盛り込んでいない事項で取り組むべきものが生じた場合は、積極的に取り組むものとする。

3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理

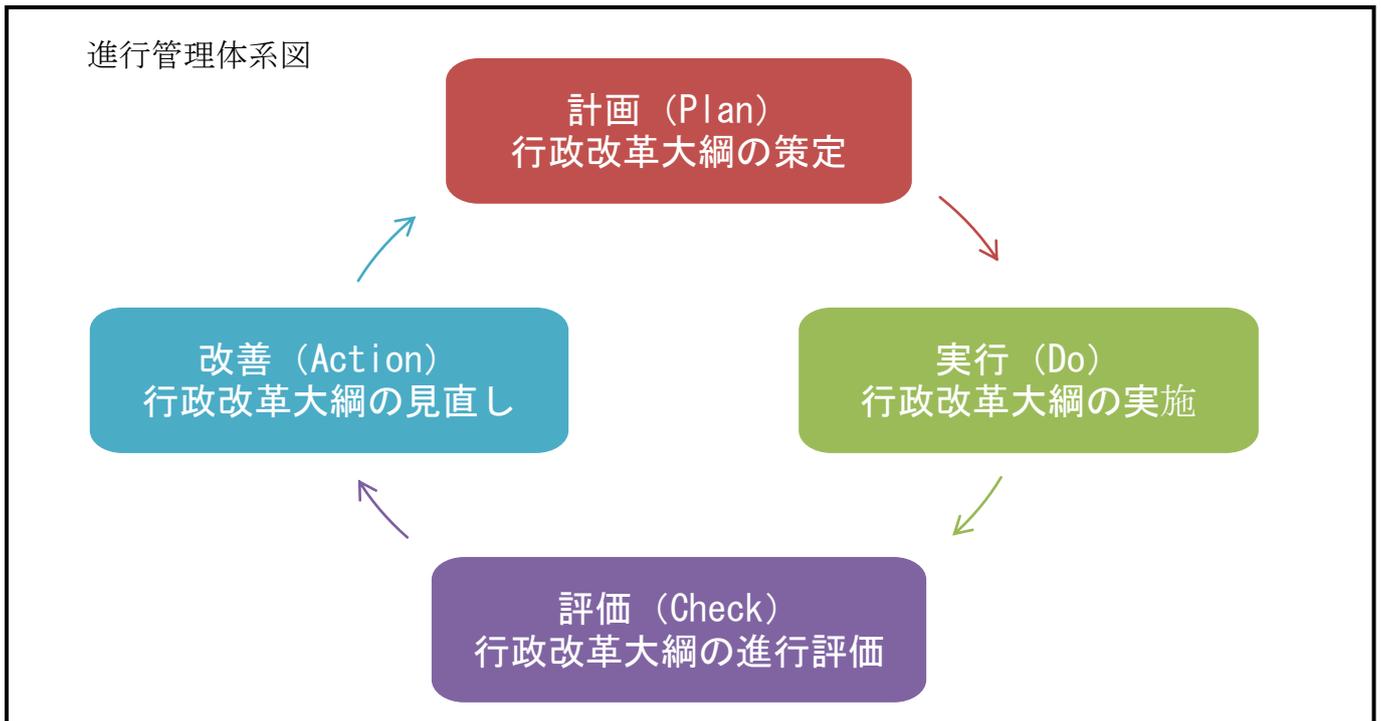
行政改革大綱の策定にあたっては、「第3次行政改革大綱」の推進計画に掲げた各事項の評価を行うとともに、議会や行政改革推進委員会からの意見、町民からの意見公募（パブリックコメント）の内容を踏まえている。

また、行政改革大綱を効率的・計画的に推進していくために、PDCAサイクル（「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」）を取り入れたうえで、行政改革推進委員会で進捗状況の分析を行うとともに、行政改革の推進結果を町広報やホームページ等により広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進する。

策定体制図



進行管理体系図



第2章 行政改革への取り組み

1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方

「行政改革の最終目標は行政サービスの向上にある」との基本的な認識の下、その目標を実現するための基本的な考え方は次のとおりとする。

○ 行政サービスの効率性の追求

時代の変化や町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、町民との協働体制や機動的な行政組織の整備を図るとともに、最小の経費で最大の効果を得るために必要とされる事務事業を見極め、行政サービスの効率性を高める。

○ 行政サービスのバランスの保持

適正な受益者負担を原則とした行政サービスの公平性の確保や将来にわたって持続可能な財政運営を維持することで、行政サービス全体から見たバランスを保持する。

2 行政改革推進事項

行政改革を進めるうえでの基本的な考え方を踏まえて、次の4つの推進事項について取り組む。

- ① 町民との協働に基づく行政経営の推進
- ② 効率的で効果的な事務事業の推進
- ③ 迅速で機動性の高い行政組織の確立
- ④ 健全な財政運営の保持

第3章 行政改革推進計画

1 町民との協働に基づく行政経営の推進

町民との協働によるまちづくりを推進していくためには、町民ニーズを的確に把握するとともに、町民と行政がともに町の現状を認識し課題を共有することが必要であることから、町民がまちづくりに対して積極的に参加できるように、分かりやすい行政の推進と広聴活動の充実を図る。

また、町民が「住み続けたいくなるまち」になるために、さまざまな世代が安全で快適に定住できる生活環境の整備を図る。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 安全で快適な生活環境の向上

2 効率的で効果的な事務事業の推進

効率的で効果的な事務事業を推進していくために、町民が行政サービスや行政情報を利用しやすい環境整備を図るとともに、民間手法の活用や管内自治体と連携による広域行政を進める。

また、町民の個人情報や行政情報の保護を適切に運用管理していくために、時代の変化に対応した管理体制を継続的に行い、組織としてのセキュリティ強化を図る。

- ① 行政サービスの質の向上
- ② 官民・広域連携の強化
- ③ 行政情報の適切な運用管理

3 迅速で機動性の高い行政組織の確立

多様化・複雑化する行政サービスや町民からの様々な要望に、柔軟かつ迅速に対応するために、町民から分かりやすく機動性の高い組織機構を目指し、職員定数の適正化を図る。

また、限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮するため、研修体制を確立するとともに、業務改善や業務の共有化をすることで、職員の意欲向上と組織としての更なる活性化を図る。

- ① 時代に対応した機動的な組織・機構の構築
- ② 職員定数と給与の管理
- ③ 職員の能力・意欲の向上と人材育成

4 健全な財政運営の保持

厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化と多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、健全な財政運営を保持することが重要であることから、公債費負担の適正化を図るとともに、効果的な予算の編成を行う。

新たな自主財源の検討や受益者負担の原則に立った使用料等の見直しによる歳入確保を図る。また、今後、公共施設等の多くが老朽化し、建て替えや大規模改修等に係る費用が大きな負担となることが予想されることから、計画的な財産の有効活用・処分を進める。

- ① 安定した財政運営の確立
- ② 歳入確保の推進
- ③ 財産の有効活用・処分
- ④ 入札及び契約の適正化

幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画 推進項目

| 大項目 | 中項目 | 項目番号 | 第3次 推進項目 |
|-----------------------|---------------|------------|-------------------------------|
| 3 住民との協働による行政運営の実現 | 住民参画と協働のまちづくり | 21 | 住民参加による政策や事業の決定 |
| | | 24 | 行政パートナー制度の拡充 |
| | | 22 | 附属機関委員における男女共同参画社会の実現 |
| | | 23 | 附属機関等の見直し |
| | 公正で透明な行政運営 | 26 | 情報の共有化 |
| 1 効率的な行政運営システムの確立 | 事務事業の整理合理化 | 8 | 危機管理の徹底 |
| | | 1 | 公共施設の休館日及び開館時間の見直し |
| | | 5 (25) | 行政サービスの品質管理の向上 (行政手続きの簡素化) |
| | | 7 | 文書管理の徹底 |
| | 電子自治体の推進 | 12 (26) | 町ホームページの充実 (情報の共有化) |
| | 事務事業の整理合理化 | 6 | 省エネ・リサイクル等の徹底及び新エネルギーの活用 |
| | 民間活力の導入 | 9 | 新たな公共空間の創設及び行政のスリム化 |
| | 事務事業の整理合理化 | 4 | 観光宣伝・イベント事業の見直し |

幕別町行政改革大綱（第4次）推進計画 前期推進項目（案）

| 大項目 | 中項目 | 項目番号 | 推進項目 | 実施年度 | 実施内容 |
|------------------------|---------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 住民との協働に基づく行政経営の推進 | 協働のまちづくりの推進 | 1 | 住民参加による分かりやすい行政の推進 | H28～ | 町民及び職員が各種団体の事業や地域の行事等に積極的に参加するよう促して、町民と行政が協働してまちづくりを推進する。 |
| | | 2 | 公区（町内会）・町民活動等の推進・支援 | H28～ | 公区等のボランティア活動に対する支援策（協働のまちづくり交付金など）の拡充に取り組む。 |
| | | 3 | 男女共同参画社会の実現に向けた女性参画の拡大 | H28～ | 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、女性への直接的な支援にとどまらず、男性の育児参加の推進や、働き方の見直しを実施した企業への支援などの検討を行う。 |
| | | 4 | 附属機関等の効率的運営と活性化の推進 | H28～ | 附属機関等の設置・運営に当たっては、町民の幅広い参加を促すとともに、会議の概要や会議録などは積極的に、また分かりやすく提供する取組を推進する。 |
| | | 5 | 広聴活動の充実 | H28～ | 多様化する町民ニーズを把握するために、町政モニターの募集など幅広い広聴活動について検討するとともに、意見公募（パブリックコメント）やホームページを利用した町民参画機会の充実を図る。 |
| | 安全で快適な生活環境の向上 | 6 | 定住促進に向けた環境づくりの検討 | H28～ | 「住み続けたいまち」であるために、子育て支援策の拡充により、子育て環境の向上を図るとともに、若者からシニアまで、さまざまな世代が参加できる地域コミュニティの推進と活性化を進める。 |
| | | 7 | 災害に強いまちづくりの推進 | H28～ | 「安心して住んでいられるまち」を目指し、自主防災組織の充実強化をすすめ、防災訓練を継続して実施していく。また、防災情報・災害情報の迅速な伝達について、さらに推進していく。 |
| 2 効率的で効果的な事務事業の推進 | 行政サービスの質の向上 | 8 | 危機管理の徹底 | H28～ | 高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守（コンプライアンス）を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図り、危機に対応できる行政体制を確立する。 |
| | | 9 | 年末年始の休日の見直し | H28～ | 国・北海道の機関や多くの民間企業と年末年始の休日が異なることによる町民の混乱や不便を解消するため、年末年始の休日の見直しを検討する。 |
| | | 10 | 行政手続の簡素化・効率化 | H28～ | 各種行政手続に要する申請書類の記載事項や押印、添付書類等の見直しや業務手順の整備を行うことにより、行政手続の簡素化・迅速化を進めるとともに、マイナンバーの独自利用の検討を進め、町民の利便性の向上を図る。 |
| | | 11 | 文書管理事務の徹底 | H28～ | ファイリングシステムの維持管理を徹底し、効率的な文書管理に努めることにより、業務を迅速かつ的確に進めるとともに、町民との町政情報の共有化を推進する。 |
| | | 12 | 行政情報の積極的な開示（提供） | H28～ | 町広報紙やホームページ等に工夫を凝らすとともに、各種メディア等を活用して、分かりやすい町政情報の的確かつ迅速な発信を図る。 |
| | | 13 | 環境対策の推進 | H28～ | 幕別町環境宣言の基本理念及び基本方針に基づき、省エネルギー機器の導入や新エネルギーの活用を促進し、地球温暖化対策を積極的に推進し、環境負荷への配慮を行う。 |
| | 官民・広域連携の強化 | 14 | 行政サービスのアウトソーシングの推進 | H28～ | 行政サービスをより効果的に提供するため、指定管理者制度や包括的民間委託等の官民連携（PPP）手法などにより、民間が有するノウハウを導入することで、サービス水準の向上を図る。 |
| | | 15 | 広域行政の推進 | H28～ | 行政サービスの向上のため、広域的に推進することが望ましい事業についての洗い出しを行い、管内自治体との連携による広域的な取り組みを推進する。 |
| | 行政情報の適切な管理 | 16 | 効果的な観光宣伝等の実施 | H28～ | 本町の魅力を幅広く効果的に全国へ発信するため、民間の知恵とマンパワーを活用するための官民連携手法を検討し、推進する。 |
| | | 17 | 個人情報保護及びセキュリティ対策の強化 | H28～ | 町民の個人情報や行政情報の保護・管理のため、個人情報保護条例等に基づき、情報セキュリティポリシーの策定と情報保護対策の維持・強化に努める。また、セキュリティ教育や研修を行い、職員の情報セキュリティ意識の維持・強化を図る。 |
| 18 | | 自治体クラウドの検討 | H28～ | 自治体クラウドの構築により、遠隔地においてデータを保護することで、非常時においても業務を継続し、住民へのサービスを維持することが期待できることから、次回の総合行政情報システムの更新に向けて、クラウド化による経費負担の軽減や、セキュリティ対策の強化について調査研究する。 | |

| 大項目 | 中項目 | 項目番号 | 第3次 推進項目 |
|----------------------|-----------------------|-----------|----------------------|
| 2 自立型組織への転換と組織の再編 | 組織機構の再編 | 13 | 組織・機構の見直し |
| | | | |
| | 定員管理と給与の適正化 | 15 | 定員の適正管理 |
| | 組織機構の再編 | 14 | 再任用職員の活用 |
| | 定員管理と給与の適正化 | 16 | 臨時職員の適正配置 |
| | | 17 | 時間外勤務手当・休日勤務手当の縮減 |
| | 職員の意識改革と人材育成 | 19 | 人材育成、職員能力開発の推進 |
| | | 20 | 職員提案制度の活性化 |
| | | | |
| 職員の意識改革と人材育成 | 18 | 人事評価制度の導入 | |
| 4 自立可能な財政構造の構築 | 健全な財政運営の確保 | 27 | 公債費の繰上償還 |
| | | 28 | 事務事業評価制度の検討 |
| | | | |
| | 健全な財政運営の確保 | 29 | 広告料収入の検討 |
| | 受益と負担の公平確保 | 30 | 使用料・負担金等受益者負担の見直し |
| | | 31 | 公共施設使用料減免の見直し（基本的廃止） |
| | | 32 | 町税等徴収金の向上対策 |
| | 財産の有効活用 | 33 | 職員住宅・教員住宅の戸数の見直し |
| | | 34 | 普通財産の売却 |
| | | 35 | 公共施設の適正配置 |
| | 公共工事のコスト縮減、入札及び契約の適正化 | 37 | 入札・契約制度の適正化 |

| 大項目 | 中項目 | 項目番号 | 推進項目 | 実施年度 | 実施内容 |
|-----------------------|---------------------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 迅速で機動性の高い行政組織の確立 | 組織・機構の構築 時代に対応した機動的な組織・機構の構築 | 19 | 町民から分かりやすく、機動性の高い組織・機構の構築 | H28～ | 多様化・複雑化する行政サービスや行政課題、町民の様々な要望に、柔軟かつ迅速に対応するために組織機構の見直しを行い、町民の利便性向上のため、総合案内を設置する。また、災害時などの非常時の行政機能の確保手法についても検討する。 |
| | | 20 | 政策推進体制の充実・強化 | H28～ | 政策推進に当たって迅速な意思決定を行い、スピード感をもって対応していくことができる組織機構をめざし、町内各部課の連携を密にし、内部会議の機能強化と活性化を推進する。 |
| | 職員定数と給与の管理 | 21 | 適正な職員配置に基づく定員管理 | H28～ | 将来を見据えた新たな定員管理計画の策定と、町民に分かりやすい「定員・給与等の人事行政状況」の公表を推進する。 |
| | | 22 | 再任用職員の効果的な活用 | H28～ | 定年退職者の知識・技術を有効活用し、組織活力の向上に努める。 |
| | | 23 | 期限付き職員の適正配置等 | H28～ | 臨時的任用職員や嘱託職員などの多様な雇用形態の職員の職務に応じた適正な人員配置と、業務の標準化を進め、職務・職責に応じた雇用条件を確保し、雇用の適正化を図る。 |
| | | 24 | 職員給与の適正な管理 | H28～ | 国準拠による給与制度の適正化を推進するとともに、職員の健康管理を念頭に、時間外勤務の縮減の方策の検討を進める。 |
| | 職員の能力・意欲の向上と人材育成 | 25 | 職員力を高める人事管理の推進（組織全体での教育環境の強化） | H28～ | 限られた人的資源のなか、職員個々が持っている能力の伸長のために、職場内研修などの研修機会の拡充を図るとともに、窓口アンケートの実施や、クレーム事例などを職員全体で共有することで、接遇意識の向上を図る。 |
| | | 26 | 職員提案制度の活性化 | H28～ | 政策決定や業務改善などの様々な場面において、アイデアの公募を行うなど、職員提案制度をより活性化し、職員の能力の活用を図る。 |
| 27 | | 組織の情報収集能力の向上 | H28～ | 国、道や民間などから最新の情報をいち早く収集し、また、他団体の先進事例を調査研究するとともに、組織全体で情報の共有化を図る。 | |
| 28 | | 人事評価制度の充実 | H28～ | 人事評価制度の導入により、評価や適性に応じた人事制度を構築することで、職員の仕事に対する意識を高め、組織全体の能力の向上を図る。 | |
| 4 健全な財政運営の保持 | 安定した財政運営の確立 | 29 | 公債費の繰上償還 | H28～ | 中・長期にわたり健全な財政運営を確保するため、必要に応じ繰上償還を行う。 |
| | | 30 | 効果的な予算の編成 | H28～ | 公会計制度の整備導入に合わせて、事務事業評価の導入を進めることで、各事業の効果を計り、適正な予算配分を行う。 |
| | | 31 | 公営企業の健全な経営の推進 | H28～ | 経営の効率化の観点で広域化の検討を行うとともに、長期的な収支計画を策定し、健全な運営に努める。 |
| | 歳入確保の推進 | 32 | 広告料収入の検討 | H28～ | 新たな広告収入を得るための手法を検討し、広告料収入の増加を図る。 |
| | | 33 | 使用料・負担金等受益者負担の見直し | H28～ | 受益者負担の原則に立ち、現在の積算根拠の見直し及び見直しサイクルの検討を行う。 |
| | | 34 | 公共施設使用料減免の見直し | H28～ | 受益者負担の公平化の原則に立ち、減免基準の見直しを行う。 |
| | | 35 | 町税等徴収金の向上対策 | H28～ | 組織機構の見直しにより効率的な徴収体制を確立し、併せて相談体制の充実を図る。 |
| | 財産の有効活用・処分 | 36 | 職員住宅・教員住宅の戸数の見直し | H28～ | 将来を見据えて、地域事情を考慮した必要戸数の検討を行う。 |
| | | 37 | 普通財産の売却 | H28～ | 普通財産のうち将来にわたって利用見込みのない土地について売却を進める。 |
| | | 38 | 公共施設の適正管理 | H28～ | 公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づき適正に管理していく。 |
| | 入札及び契約 | 39 | 入札・契約制度の見直し | H28～ | 入札・契約の透明性・公平性の向上を図るとともに、入札・契約業務の電子化など効率化及び簡素化をさらに進める。 |

| | | |
|-------------------------------------|----|-------------------------------|
| 実施済となったことなどにより、第4次推進計画へ継続されなかった推進項目 | 2 | 敬老会の開催方法の見直し |
| | 3 | 庁外団体への事務的関与の見直し |
| | 10 | 団体等への補助金等の見直し |
| | 11 | 各種事務処理システムの導入及び活用 |
| | 36 | 公共工事コスト縮減に関する行動計画に基づく具体的施策の実施 |